令和5年7月伊奈町農業委員会総会議事録

令和5年7月25日(火)

議事録

会 議 名 令和5年7月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和5年7月25日(火)

開会時刻 午前 9時00分

閉会時刻 午前11時30分

招集場所 伊奈町役場 全員協議会室

応招委員(農業委員)

秋山 英章 小林 久夫 齋藤 健二 岡田 幸雄 中原 友春 濱野 保明 内村 和彦 杉山 千洋

川田 隆嗣 中村 勝行 中村 仁

計 11 名

欠席委員(農業委員) なし

議事録署名 秋山英章委員 小林久夫委員 事務局職員 大野局長、本多局長補佐、石井主任

会議経過及び結果

(事務局長)

ただいまから、農業委員任命式を開始いたします。 初めに、町長より任命書の交付を行います。 名前を呼ばれた委員さんは前にお越し願います。

(小林久夫委員から座席順に交付)

それでは、任命にあたりまして町長よりご挨拶を申し上げます。

(町長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

次に、農業委員会を担当するくらし産業統括監をご紹介いたします。 担当統括監の久木統括監でございます。

(統括監あいさつ)

事務局長

つづきまして、本日改選後の初顔合わせとなりますので、ここで各委員さんから自己紹介 をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ですが、「秋山英章」委員さんから順に時計回りで、お住まいの地区や、耕作し

ている作物など自己紹介をお願いいたします。杉山委員さんにおかれましては、お住まいの地区や、ご職業などをお願いいたします。

(自己紹介)

〈秋山英章・小林久夫・齋藤健二・岡田幸雄・中原友春・濱野保明 中村仁・中村勝行・川田隆嗣・杉山千洋・内村和彦の順〉

事務局長

以上をもちまして、農業委員任命式を閉会とさせていただきます。

(町長・統括監退席)

事務局長

ただいまから、農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会出席者は11名で、委員全員であります。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしましたので、ご報告いたします。

続きまして、仮議長の選出を行いたいと存じます。

地方自治法第107条の規定を準用し、委員さんの中で、最年長の委員さんに仮りの議長を努めて頂きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、「中村仁」委員さんに、本会の会長及び会長代理を選出するまで、議事の進行 をお願いしたいと思います。

中村仁委員よろしくお願いします。

中村仁 仮議長

(仮議長挨拶)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願い 申し上げます。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。

大変恐縮ですが、改選後初めての総会でもございますので、

一番手前に着席 しております

「秋山英章」「小林久夫」委員にお願いいたします。

ただいま着席いたしております議席を、仮りの議席とさせていただきます。

ここで、会長及び会長代理の選出をいたしたいと存じますが、

会長は「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、

また、会長代理は同法第5条第5項及び「伊奈町農業委員会会議規則」第16条第2項の 規定により、委員が互選することとなっております。

どのような方法で選出したらよろしいか、皆様方のご意見をお願いいたしたいと存じます。 互選の方法として、これまでは「指名推薦」「選定委員会による推薦」「選挙」などの方法 で意見を伺っていたようですが、いかがいたしましょうか。

委員

「指名推薦」の声あり

仮議長

ただいま、指名推薦というご意見がございました。 会長及び会長代理の選出を、指名推薦によって行うことにご異議ございませんか。

各委員

「異議なし」の声あり

仮議長

ご異議なしと認めます。よって、会長及び会長代理の選出を指名推薦によって行います。

まず、最初に会長選出をいたします。どなたか推薦をお願いいたします。

委員

「中村仁さん」

仮議長

ただいま、「中村仁」委員という意見がございました。 「中村仁」委員を会長に、選出することにご異議ございませんか。

各委員

「異議なし」の声あり

仮議長

ご異議なしと認めます。よって会長に「中村仁」委員を決定します。 次に会長代理の選出をいたします。どなたか推薦をお願いいたします。

委員

「小林久夫さん」

仮議長

ただいま、「小林久夫」委員という意見がございました。 「小林久夫」委員を会長代理に、選出することにご異議ざいませんか。

各委員

「異議なし」の声あり

仮議長

ご異議なしと認めます。よって会長代理に「小林久夫」委員を決定します。

これをもちまして、議長の任を解かさせていただきたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

(事務局長)

小林久夫委員には、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。 会長及び会長代理が決定しましたので、ここで席の移動をお願いいたします。会長代理は、 会長の隣にお願いいたします。

(会長席、会長代理席 場所の移動)

ここで、会長に選出されました「中村仁」委員及び 会長代理に選出されました「小林久夫」 委員に ご挨拶をお願いいたします。 それでは、会長よろしくお願いいたします。

(新会長挨拶)

つづきまして、会長代理よろしくお願いいたします。

(新会長代理挨拶)

ここで一度休憩とさせていただき、会長・会長代理と打ち合わせをさせていただきたいと思います。 9時45分まで休憩といたします。

《会長と事務局で進行協議》

事務局長

休憩をといて、再開いたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

(議長・新会長)

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力を お願い申し上げます。

はじめに、議席の指定を行います。議席の指定につきましては、会議規則第7条の規定によりまして、くじによって行います。くじを引く順番につきましては、秋山英章委員から時計回りで引くことでよろしいでしょうか。

各委員

「異議なし」の声あり

議長

それでは、くじを順次引いていただきたいと存じます。

(各委員 くじ引き)

議長

くじの結果をご報告いたします。

事務局より、お願いいたします。

事務局

秋山英章_	委員	5	番
小林久夫_	委員	7	番
齋藤健二_	委員	4	番
岡田幸雄_	委員	1	番
中原友春_	委員	8	番
濱野保明_	委員	2	番
内村和彦_	委員	1 1	番
杉山千洋_	委員	3	番
川田隆嗣_	委員	1 0	番
中村勝行_	委員	6	番
中村 仁_	委員	9	番

議長

各自、決定されました議席に移動をお願いいたします。

(各委員 席の移動)

議長

次に、担当する地区を決めたいと存じます。 事務局の案を、お願いいたします。

事務局

それでは、担当地区について、事務局案を説明させていただきます。

丸山地区 杉山千洋 委員

下郷地区 内村和彦 委員

志久地区 川田隆嗣 委員

本 地区 中村勝行 委員

小貝戸地区 <u>秋山英章</u> 委員 <u>中原友春</u> 委員

上郷若榎地区 _ 岡田幸雄 _ 委員

大針地区 __濱野保明___委員

羽貫地区 小林久夫 委員

内宿地区 <u>中村 仁</u> 委員 事務局案は以上でございます。

議長

地区担当につきまして、事務局の案でよろしいでしょうか。 ご異議がなければ、この案で決定いたします。

各委員

「異議なし」の声あり

議長

ご異議なしとの事ですので、事務局案のとおり地区担当を決定いたします。

次に、議案の審議に移ります。

はじめに、第1号議案 伊奈町農地利用最適化推進委員の選考についてを議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。農業委員と同様に、本年7月19日で任期を満了することから、4月から約1ヶ月間募集をいたしました。

その結果 5 人の推薦がありましたので、農業委員会で委嘱する者を決定していただきたい と思います。

それでは、事前にお配りいたしました「第1号議案 関係資料」をご覧ください。 資料1ページ目は推薦の状況をまとめた資料になります。

申込受付順に番号がふられており、

名前の左に地区番号が書かれておりますが、この番号が希望する担当地区です。

各地区定数1人に対し希望者も1人でございます。

資料2ページから21ページまでは推進委員申込書の写しです。

では、候補者を順にご説明いたします。

受付番号1番 髙山 政和(まさかず)さん。

区域番号は2番で地域は本と志久になります。

主に、本区で水稲と露地野菜を営農されております。

高山貢一さん、高山憲一さん、田村登美男さんからの推薦を受けております。

つづいて、受付番号2番 大島久雄さん。

区域番号は3番で地域は小貝戸と柴中荻になります。

主に、上郷地区で露地野菜を営農されており、前の最適化推進委員で1期3年務められておりました。また、伊奈町農業経営者連絡協議会の会員で小学生の田植えの農業体験学習やいもほり体験など、町民の農業へのふれあいの推進活動にも意欲的に参加されております。

柴中荻区からの推薦を受けております。

つづいて、受付番号3番 加藤泰三さん。

区域番号は5番で地域は内宿と新宿になります。

主に内宿地区で露地野菜や水稲を営農されており、前の農業委員さんで、1期3年務められておりました。内宿水利組合からの推薦を受けております。

つづいて、受付番号4番 大塚俊雄さん。

区域番号は2番で地域は大針と羽貫になります。

主に本地区で水稲を営農されており、前の農業委員で、1期3年務められておりました。 大針農家組合からの推薦を受けております。

最後に、受付番号5番 市川明男(あきお)さん。 区域番号は1番で地域は丸山と下郷になります。 主に下郷地区で露地野菜を営農されております。 志の﨑農事組合からの推薦を受けております。

事務局からの説明は以上になります。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いい たします。

議長

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

農地利用最適化推進委員については、

志久本の区域番号2を髙山政和さんに、

小貝戸柴中荻の区域番号3を大島久雄さんに、

小針新宿小針内宿の区域番号5を加藤泰三さん

大針羽貫の区域番号4を大塚俊雄さんに、

丸山下郷の区域番号1を市川明男さんに、

として選考し、本日付けで委嘱することに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手「全員」です。よって、第1号議案については、推薦の5名を本日付けで委嘱すること に決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に関する審議を行います。番号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

(議案審議に移る前に農地転用について説明)

今回の申請地は、クボタ環境エンジニアリング㈱が、賃貸借により申請地を借り上げ、工事に 伴い必要となる仮設ハウス・駐車場の設置場として使用し、完了後は農地に復元するという計画 になります。 それでは事前にお配りいたしました「第2号議案 番号10番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ2ページは申請書になります。

資料3ページは申請地の案内図になります。伊奈町クリーンセンターの東側申請地と示した箇所でございます。

資料4ページは理由書となります。事業計画者は、町発注の公共事業であるクリーンセンター 基幹的設備改良工事に伴い、作業員の休憩所や駐車場が必要となったため、クリーンセンターの 隣地である本申請地を事業計画地として選定したものです。なお、工事施工後には現状復旧し、 農地に戻す一時転用となります。

資料5ページから7ページは土地の全部事項証明書の写しです。

資料8ページ9ページは公図の写しです。

資料10ページは求積図でございます。

資料11ページから12ページは、平面図です。11ページはクリーンセンターを含めたものでございます。12ページは申請地を拡大したものでございます。

資料13ページから22ページは資金計画書、残高証明書、見積書、賃貸借契約書でございます。

資料23ページから29ページは事業計画書、資材置場設置に係る資料転用後における作付け 計画書現況写真になります。

資料30ページから38ページは法人の履歴事項全部証明書です。

資料39ページから40ページは住民票になります。

資料41ページから43ページは印鑑証明書

資料44ページから45ページは見沼代用水土地改良区からの意見書になります。

資料46ページから47ページは町工事契約に係る議決及び契約書

資料48ページから50ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地にあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおよそ10ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の学園地区から約30mに位置しており、農地としての広がりも7haと10ha未満となります。また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明いたしました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について 検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付 してよろしいかご審議願います。 また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

議長

地区担当は決まっていないということで付属の説明はないということでございますが、私は 現場が近いもので参考までにお話ししますが、先日現地を確認しまして すでに田んぼは埋め立 てられ現況は 写真でページ28,29、こちらにありますようにすでに整地されております。 今回の農地法の転用は一時転用 現状復帰するということでございまして 一時転用の場合は 問題は少ないということでございますので 地区担当の補足はないわけでございますが 参考 までに報告させていただきます。

今まで説明しました内容につきまして皆さんからご意見並びにご質疑等ございましたらご発 言をお願いしたいと思います。

川田委員

一時転用と一時転用以外では何か違いがあるんですか。一時転用は元に戻すということなんで しょうけれども 2~3 か月だったとしても農地以外にするときは許可申請が必要なのか。

見沼地土地改良区の決済金も納めるわけなんですが、一時転用でも見沼の決済金を払うように 指導されるわけですか?一時転用の期間についてまったく制限がなく農地以外にするときは必 ず出すという基準があるのかどうか。一時転用であったとしても見沼のほうの決済金はどうなる のか、不許可となったら決済金はどうなるのか。

事務局

今回の一時転用でございますが、通常の農地転用であればそこの土地を駐車場に変えて地目変更して農地だったものを雑種地や宅地等に変えるということになります。一時転用の場合につきましてはその場所を一時的に農地以外の用に供することであり、一時的な転用ということで許可が必要でございまして、最長3年の期間転用することができます。事業終了後につきましては農地に復旧するというものになっております。

見沼の意見書についてですが 今回の申請地につきましては見沼代用水土地改良区の区域内の中に入っておりますので、その場所につきまして農地転用または一時転用を行う場合につきましても、見沼代用水土地改良区の意見書が必要となっております。

今回決済金につきましては一時転用でも本来納めるものとなっておりますが、その期間復旧することが原則となっておりますので、意見書にございますが、8番の条件のところに工事完了後は作付け可能な状態へ戻し工事完了届を出すこととなっております。今回の件につきましては公共の事業となりますので決済金につきましては免除となってはおります。

事務局長

決済金は一時転用のときは戻ってこないけれども、この場所については水田だったところをすでに埋め立ててあった関係で本来ですと埋めた時に決済金が発生するんですがそちらをお支払いしてなかったということで今回支払いするという形で伺っております。

川田委員

通常の農転の場合で見沼がかかっているところで農転を出す場合は 農転の許可が下りる前であったとしても決済金は納めてという手続きになるわけなんですね?もし不許可になった場合は決済金を払ったけど田んぼのままという状況か。許可になってから決済金を納めるというのならわかるが、農転を出す前に決済金を納めてくださいと指導するとした場合 もし不許可になった場合、決済金を納めたものはおかしな恰好になってしまうのか。

事務局長

今の決済金の関係ですが、通常は見沼代用水改良区にかかってくるものですが、そこで埋め立て等をし、水利機能を使わなくなった場合決済金が発生してまいります。委員からご指摘あったように、通常転用する場合は見沼土地改良区の決済金を払ってから申請して審議をして県知事のほうへ通達するのですが、それが不許可になった場合は農地転用の懸案につきましては何か月か前から代理人さん等とやりとりを行ないまして、県の担当のほうから許可の見込みがあるというところを担保いただいてから申請を受け付けているというところがございます。

従いまして町の農業委員会で否決されると県のほうに通達はいかないんですが、町の農業委員会のほうでもいいよという形であれば、ほぼ100%県知事の許可が出るような形になってからこちらのほう審議させていただいているところでございます。

委員さんがおっしゃるところ多々あるかと思いますので、そこにつきましては事務局としてもこういった案件をこちらへ提出するにあたりましては気を付けて行ってまいりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

杉山委員

判断する上で農地区分というのが非常に大事で。さきほど口頭で第2種農地ということであったわけですが これは資料として付けるべきではないのかなと思ったのですが。口頭ではなくて。というのがひとつと、転用の審議をしているわけなんですが、審議前に埋め立てがなされている。これは普通なんでしょうか?認めてからこういう形状にするならわかるんですが。その2点について教えてください。

事務局長

大変申し訳ございません。地図を作ってお配りできる形を今後とりたいと思います。当然、第2種農地というところで、事務局の方で地図を作製しまして埼玉県と事前に打ち合わせさせていただいております。そちらの地図の添付ということで次回から添付いたします。

許可が出る前に埋め立てというところなんですが 実はクリーンセンターができた時から埋め立てのほうは終わっております。そういった実情があります。その当時どうなっていたかということは不明でございます。

議長

他にございませんか?

ご意見ならびにご質疑等ございませんのでこれより採決をしたいと思います。

申請の通り可決決定し許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方の挙手をお願いします。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員でございます。よって第2号議案番号10番につきまして申請の通り可決決定し許可相当の意見を付して知事に進達することに決定致しました。

次に、会務報告を事務局長から説明がございます

大野事務局長

- ○会務報告
- ○農地転用許可状況、届出状況

議長

ただいまの報告に対しまして、何かございませんか。ないようですので、事務局から事務 連絡をお願いいたします。

事務局

(事務局事務連絡)

- ① 配付物の確認について
 - ・活動記録セット(全員)11人分
 - ・業務必携(全員)11人分
 - ・農地利用最適化推進マニュアル(全員)11人分
- ② 主な年間予定について
- ③ 当該年度農業委員会総会開催日予定表
- ④ 慶弔関係について
- ⑤ 積立金について
- ⑥ 農業委員研修会について
- ⑦ 印鑑持参(毎回)について
- ⑧ クールビズの実施(終了時期未定)について
- ⑨ 連絡先確認票と口座振込依頼書(新任委員ほか)について

以上で、事務連絡を終わります。

議長

ただいまの事務連絡に対しまして、何かございますか。

議長

ないようですので、続きまして、次回の総会の日程につきましてご協議をお願いいたします。

8月25日(金)役場の3階 第一会議室 午後1時30分からということで予定させていただいてよろしいでしょうか。

議長

それでは8月25日(金)役場の3階 第一会議室 午後1時30分からということでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。 これをもちまして、閉会といたします。閉会のあいさつを会長代理からお願いいたします。 (会長代理あいさつ)

(閉会 午前11時30分)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和5年7月25日

会	長(署名委員)	
	署名委員	